



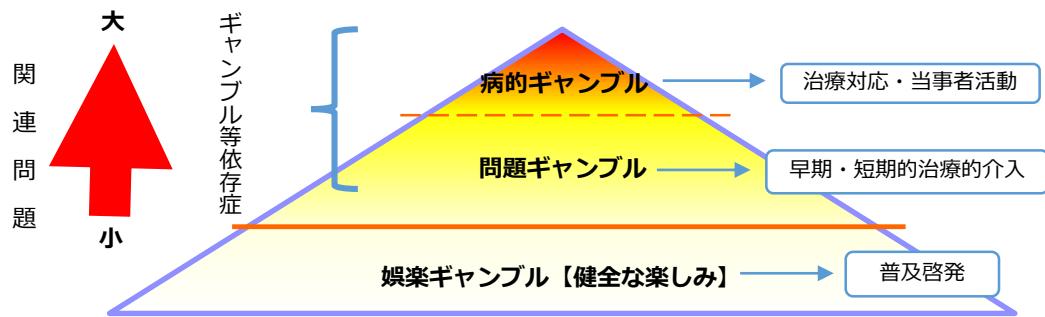
山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画素案の概要

◇趣旨
ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた対策を講じ、安心して暮らすことのできる社会の構築を目指す。

◇位置づけ
ギャンブル等依存症対策基本法に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

◇期間
R3年度～R5年度（3年間）

◇ギャンブル等依存症の定義
「病的賭博」、「ギャンブル障害」に限らず、ギャンブル等により、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態。



◇依存症の状況
日本医療研究開発機構（AMED）調査による推計
生涯を通じて「ギャンブル等依存症が疑われる者」 山梨：約2万2百人
（成人の3.6%、H27年度人口動態統計より算出。）

精神保健福祉資料により算出した有病率（人口10万対）

	H27	H28	H29
全国	2.09	2.31	2.76
山梨	2.40	1.93	4.62

（※R2年度厚生労働省において実態調査実施し、有病率を算出予定）

◇医療提供体制
専門医療機関：住吉病院（R2.3月選定）（選定済み：21道府県）

専門医療機関における外来患者の内訳（性別・年代別、実人数）（H30年度、R元年度実績）

	～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳～	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元
男性	0	0	8	12	20	19	5	7	5	7	0	0	0	0
女性	0	0	1	0	1	0	1	0	1	3	2	2	2	1

◇相談支援体制
相談拠点：精神保健福祉センター（R1.8月設置）（設置済み：34道府県）
※専門医療機関、相談拠点ともにR2.3月末時点の状況

◇研修受講状況
依存症対策全国センター研修の受講状況（R2.3月末時点）
治療指導者：医師2人、精神保健福祉士2人
相談対応指導者：精神保健福祉士2人、社会福祉士1人、臨床心理技術者1人

- ①正しい知識の普及、②相談支援体制の強化
- ③回復支援・社会復帰支援の促進、④医療提供体制の強化
- ⑤切れ目のない支援体制の構築

共通認識

- ◇誰でもなり得る身近な問題
- ◇コントロールができなくなる状態
- ◇適切な介入により効果的な予防及び回復が可能
- ◇様々な機関が連携した支援が必要



具体的な施策

- （1）普及啓発の強化**
 - ・教員への研修実施と生徒への周知（若年層対策）
 - ・ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発・・・etc
- （2）相談支援体制の強化**
 - ・依存症相談の実施
 - ・精神保健福祉センターにおいて依存症家族教室の実施・・・etc
- （3）回復支援・社会復帰支援の促進**
 - ・精神保健福祉センターにおいて依存症当事者グループミーティングの実施
 - ・精神保健福祉センターにおいて依存症回復支援プログラムの開催・・・etc
- （4）医療提供体制の強化**
 - ・依存症専門医療機関の周知
 - ・依存症対策全国センターによる研修への県内医療従事者を派遣・・・etc
- （5）切れ目のない支援体制の構築**
 - ・弁護士、司法書士による多重債務相談の実施
 - ・関係団体で構成する依存症連携会議の開催・・・etc

指標

- ◇ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動の実施（Webを活用した周知の実施、県民向け講演会等の開催（年1回））
- ◇社会資源と連携したプログラムの実施（県内の社会資源と連携した回復支援プログラム（当事者向け及び家族向け）の実施）
- ◇依存症対策全国センターが実施する指導者養成研修受講者の充実（年間1名以上研修受講）

体制推進

- ◇「山梨県依存症連携会議」において計画の進行管理、実施機関への助言
- ◇計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直し